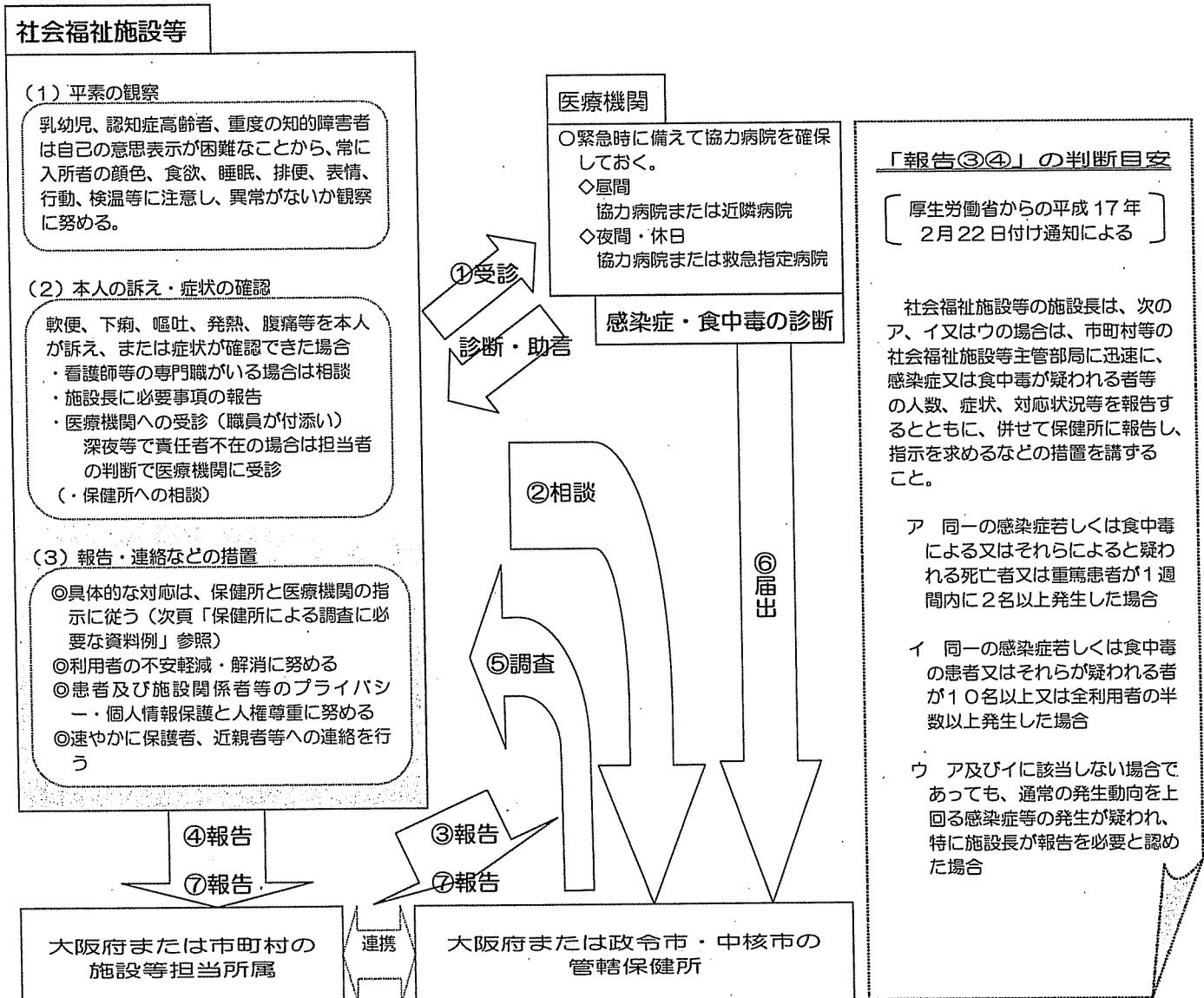


社会福祉施設等における感染症・食中毒等対策

(大阪府等への報告フロー図)



「報告③④」の判断目安

[厚生労働省からの平成17年2月22日付け通知による]

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

- ①受診・・・疑いがある入所者等がいる場合は、医療機関に受診させる。
- ②相談・・・上記「判断目安」に該当する場合などは、診断結果を待つことなく、医療機関への受診と並行して保健所へ適宜相談する。
- ③報告・・・厚生労働省の判断基準に基づき、これに合致する場合は、管轄の保健所へ別添報告書「様式1」により報告する。
- ④報告・・・③と並行して大阪府や市町村の施設等担当所属へ別添報告書「様式1」により報告する。（※夜間休日など連絡がつかない場合は③の報告を優先すること。）
- ⑤調査・・・保健所の調査に協力する。次頁「調査に必要な資料例」を参照のこと。
- ⑥届出・・・感染症や食中毒と診断された場合は、医療機関から法令に基づき適宜届出がなされる。ただし、社会福祉施設等はこれにかかわらず③④の報告が必要。
- ⑦報告・・・事態が収束した時点で、保健所と協議の上別添報告書「様式2」を作成し、大阪府や市町村の施設等担当所属及び保健所に報告する。